

<< 非自発的失業軽減措置 該当・非該当チェックシート >>

非自発的失業軽減 非該当 です

問1. 年齢は75歳以上ですか？	はい	後期高齢者医療保険の加入者であり、後期高齢者医療制度には非自発的失業軽減制度はありません。
いいえ		
問2. 年齢は65歳以上ですか？	はい	非自発的失業軽減措置は、国民健康保険加入の65歳未満の雇用保険受給資格がある事を前提としています。
いいえ		
問3. 『雇用保険受給資格』はありますか？	いいえ	
はい		離職票を持って住所地を管轄するハローワークへ行き、雇用保険受給資格者証を入手してください。非自発的失業軽減措置制度の申請には雇用保険受給資格者証が必要となります。
問4. 『雇用保険受給資格者証』は手元にありますか？	いいえ	
はい		入手後
問5. 離職理由は定年によるものですか？ (離職理由コード 25番)	はい	定年による離職は非自発的失業軽減制度に該当しません。
いいえ		当該離職コードは非自発的失業軽減制度に該当しません。 今後の納税について相談のある方は保険年金課または、収納課窓口に来庁してください。
問6. 雇用保険受給者証の離職理由コードは何番ですか？ 11・12・21・22・23・31・32・33・34の場合は下へ それ以外の番号は右へ		

非自発的失業軽減措置に該当すると思われます。

雇用保険受給資格者証を持参し、保険年金課にてお手続きください。